

令和5年第9回芦北町農業委員会総会議事録

○日 時：令和5年9月11日（月） 午前9時30分～午前10時00分

場 所：芦北町役場3階大会議室

○農業委員

（出席：9名）

2番：道園 浩二 3番：田口 昭広 5番：尾上 春樹

6番：告宮 幸一 7番：塚本 壽 8番：山田 和治

9番：寺本 真理子 10番：井川 輝征 11番：片山 幸弘

（欠席：2名）

1番：中川 光春 4番：小島 政文

○農地利用最適化推進委員

（出席：13名）

1番：本郷 昭博 2番：牧 正徳 3番：松岡 哲治

4番：矢野 解光 5番：田口 宗一 7番：宮島 正文

8番：坂口 恵美子 9番：藤井 雅史 10番：小崎 良一

11番：木川 保 12番：一川 清 14番：草野 義雄

15番：瀧上 米作

（欠席：2名）

6番：下崎 省一 13番：西村 隆

○農業委員会事務局：4名

事務局長：梶 浩之 事務局次長：福田 鉄也

係 長：大浪 和典 主 事：平松 泰義

○議 事

日程第1 報告第17号 芦北町農地利用最適化推進委員候補者の評価結果報告
について

日程第2 議案第38号 芦北町農地利用最適化推進委員候補者の決定について

日程第3 議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請書審議について

日程第4 議案第40号 農地法第4条の規定による許可申請書審議について

日程第5 議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請書審議について

発 言 者	要 旨
議長	<p>皆さん、おはようございます。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。</p> <p>只今から、令和5年第9回芦北町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>また、1番の〇〇委員、4番の〇〇委員、〇〇推進委員、〇〇推進委員から欠席報告がっておりますので、お知らせします。</p> <p>それでは、これより本日の会議を開きます。</p> <p>お手元に配布の総会日程にしたがって、会議を進めてまいります。</p> <p>本総会の議事録署名委員は、2番の〇〇委員、3番の〇〇委員に指名します。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>次に、報告第17号「芦北町農地利用最適化推進委員候補者評価結果について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の1ページをお願いします。</p> <p>報告第17号、芦北町農地利用最適化推進委員候補者の評価結果報告について。</p> <p>芦北町農地利用最適化推進委員候補者評価委員会要綱第2条の規定により、評価結果を報告するものです。</p> <p>農地利用最適化推進委員候補者の評価を評価委員に求めたところ、候補者15人全員が推進委員として適任であるという評価結果でありましたので、報告いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>報告第17号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしということですので、報告第17号については、これで終わります。</p> <p>次に、議案第38号「芦北町農地利用最適化推進委員候補者の決定について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の2ページをお願いします。</p> <p>議案第38号、芦北町農地利用最適化推進委員候補者の決定について。</p> <p>芦北町農地利用最適化推進委員候補者の決定について、本会の議決を求めるものです。</p> <p>農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の報告を踏まえた結果、記載のとりの15名を候補者として提案します。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員の委嘱についての今後のスケジュールですが、</p>

	<p>改選後の農業委員会に諮り選任、委嘱という手続きになります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>議案第38号については、関係する委員に一時退席を求めます。</p> <p>〇〇推進委員、〇〇推進委員、〇〇推進委員、〇〇推進委員、〇〇推進委員、〇〇推進委員、〇〇推進委員は一時退席をお願いします。</p> <p>(関係委員、一時退席)</p> <p>議案第38号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第38号について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>質疑なしということですので、議案第38号については、原案のとおり決定しました。</p> <p>退席されている委員の皆様には、入室をお願いします。</p> <p>(関係委員、着席)</p> <p>次に、議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の3ページをお願いします。</p> <p>議案第39号、農地法第3条の規定による許可申請書審議について。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p> <p>所有権移転の部1番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。</p> <p>総会資料の1ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、湯浦駅の北側、約750mの3筆です。</p> <p>現地確認ですが、申請地は柑橘が栽培されており、管理も適切になされ、今後も引き続き柑橘の栽培を行い、適正に管理するという事です。</p> <p>総会資料の2ページをお願いします。契約の種類は譲渡です。</p> <p>申請理由ですが、譲渡人は町外に居住しており、申請地について、長年譲受人に管理を任せていたが、今回譲渡する。譲受人は、申請地の管理を行ってきたため、譲渡を受け、耕作管理を行うとのこと事です。</p> <p>譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由</p>

	<p>ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。</p> <p>2番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。</p> <p>総会資料の3ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、桑原公民館の南東側、約980mの場所です。</p> <p>現地確認ですが、申請地は現在休耕地となっておりますが、譲り受けた後は水稻の栽培を行い、適正に管理するとのことです。</p> <p>総会資料の4ページをお願いします。契約の種類は譲渡です。</p> <p>申請理由ですが、譲渡人は長年耕作管理を行ってもらっていた譲受人に申請地を譲り渡す。譲受人は譲渡人の意向により申請地を譲り受け、水稻の栽培を行い、耕作管理を行うとのことです。</p> <p>譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>1番の案件を2番の〇〇委員にお願いします。</p>
〇〇委員	<p>みかんの栽培が盛んなところであり、管理がしっかりされているのでなんら問題ないと思います。あとは事務局の説明通りです。よろしくをお願いします。</p>
事務局	<p>次に、2番の案件を5番の〇〇委員にお願いします。</p>
〇〇委員	<p>令和2年の水害を受け、休耕地になっておりましたが、工事終了後は水稻を栽培するというのでなんら問題ないと思われます。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>次に担当地区の〇〇推進委員にお願いします。</p>
〇〇推進委員	<p>〇〇委員の説明通りです。</p>
議長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第39号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>所有権移転の部1番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p>

	<p>2番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。次に、議案第40号「農地法第4条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の4ページをお願いします。</p> <p>議案第40号、農地法第4条の規定による許可申請書審議について。</p> <p>農地法第4条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p> <p>1番、申請地の詳細及び申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。転用目的は、宅地拡張です。なお、本案件は、追認案件で始末書が添付されています。</p> <p>総会資料の5ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、芦北町役場田浦支所の北側、約150mの場所です。</p> <p>現地確認ですが、申請地は申請人の居住する住宅を囲むような形で存在しており、住宅の正面は駐車場、裏側は植え込みや花壇として既に利用されています。西側には町有地の畑が存在しますが、県道の法面として利用されており、影響はないと感じました。</p> <p>総会資料の6ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。</p> <p>既に施工済みですが、給水はなく、雨水は自然透水のみです。</p> <p>総会資料の7ページをお願いします。農地の広がり図を載せています。</p> <p>農地の広がり隣接する町有地の畑のみの0.1haです。</p> <p>総会資料の8ページをお願いします。</p> <p>●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地(その他の農地)に該当します。</p> <p>●申請理由及び代替の可能性ですが、申請地は、平成12年に申請者が隣接土地に自宅を建築した当時から宅地、駐車場として許可を得ずに利用していたが、農地である認識は無く、農地法に不案内なため、転用申請を怠っていたとの始末書が添付されております。土地の選定理由及び代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しております。</p> <p>●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等については、既に施工済みであること、計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。</p>

	<p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1番の案件を9番の〇〇委員にお願いします。</p>
〇〇委員	<p>事務局からの説明の通りです。もう施工済みですが問題ないと思います。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>担当地区の〇〇推進委員からお願いします。</p>
〇〇推進委員	<p>事務局と〇〇委員の説明の通りです。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>担当委員からの説明が終わりました。 議案第40号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 議案第40号について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、議案第40号については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の5ページをお願いします。 議案第41号、農地法第5条の規定による許可申請書審議について。 農地法第5条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部1番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。 転用目的は、遊水地です。 総会資料の9ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、箆瀬公民館の南東側、約50mの場所を含めた7筆です。 現地確認ですが、申請地は全て休耕地となっており、隣接する農地は存在しますが、休耕地で、今後、申請者による買収及び遊水地としての転用を計画されているとのことで、影響はないと感じました。 総会資料の10ページ及び11ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。 給水はなく、雨水は自然透水及び球磨川へ排水する計画です。</p>

総会資料の12ページをお願いします。農地の広がり図を載せています。

農地の広がりには169-1に係る部分と406-6に係る部分それぞれ約0.1haです。

総会資料の13ページをお願いします。

●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。

●申請理由及び代替の可能性ですが、申請地は、球磨川と県道272号球磨田浦線の間にある農地で、申請地の周辺の土地は申請者である電源開発株式会社が所有し、遊水地として利用されています。今回の申請地についても令和2年7月豪雨をはじめ、度重なる浸水により耕作を継続することが困難となり、所有者も高齢化したので、申請者に譲り渡し、遊水地として利用してほしいとの要望があり、今回申請するものです。土地の選定理由及び代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しております。

●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等については、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

2番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。

転用目的は、個人住宅です。

総会資料の14ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、鶴木山集落センターの南東側、約120mの場所になります。

現地確認ですが、申請地は現在、耕作されておらず、隣接地にあった申請者の父の家屋については、令和2年7月豪雨で被災し、解体されていました。申請地の周辺に農地は存在しますが、日照・通風等に影響はないと感じました。

総会資料の15ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。

給水は既存の町上水道を利用し、排水については、生活雑排水は合併浄化増を設置し、西側の県道に設置されている排水路に排水し、雨水については、自然透水及び集水桝で集水し同じく県道に設置されている排水路への排水となります。

総会資料の16ページをお願いします。農地区分図を載せています。

農地の広がりには約0.7haです。

総会資料の17ページをお願いします。

	<p>●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。</p> <p>●申請理由及び代替の可能性ですが、譲受人は現在町外に在住しているが、令和2年7月豪雨により父と母が居住していた住宅が被災し、解体されたが今回、新たに住宅を建築する予定となったが、浸水対策で宅地をかき上げたため、自家用車の進入路が制限され、住宅本体が申請地にかかるような建築を余儀なくされ、今回申請するものです。</p> <p>代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しております。</p> <p>●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。</p> <p>計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>所有権移転の部1番の案件を8番の〇〇委員をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>ここは増水の際に、必ず浸かる場所でなにも作ることはできません。</p> <p>よって、譲受人の方に使っていただけたらと思います。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>次に担当地区の〇〇推進委員をお願いします。</p>
〇〇推進委員	<p>事務局、〇〇委員の説明通りで、大きな水害では球磨川に飲み込まれてしまい農地としては不適だと思われるので、なんら問題ないと思います。</p>
議長	<p>次に、2番の案件を3番の〇〇委員をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>事務局の説明通りで申請地は水害に遭われたところです。</p> <p>なんら問題ないと思われるので、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>次に担当地区の〇〇推進委員をお願いします。</p>
〇〇推進委員	<p>事務局と〇〇委員から説明があったとおりですので、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第41号について、質疑ありませんか。</p> <p>…7番、〇〇委員。</p>
〇〇委員	<p>1番の件ですが、他に代替えできる農地はありませんか。</p>

	<p>他は、譲受人が所有しているわけですか。</p>
事務局	<p>県道と球磨川に挟まれた土地の中に農地が2筆存在しますが、相続の関係で登記名義が先代の方ということで登記を移行するのに印鑑や同意書といった手続きがまだ進んでいないということで、2筆については残されております。</p> <p>今後、譲受人が買収の手続きを進めていく予定となっています。農地としては2筆に残されている形になります。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。お諮りします。</p> <p>所有権移転の部1番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>2番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>これで、本日の農業委員会総会を閉会します。</p>